

「働き方改革関連法」セミナーのご案内

平素より大変お世話になっております。

社会保険労務士法人迫田・村上リーゼンバーグです。

ご存知の方も多いかもかもしれませんが、いわゆる「働き方改革関連法」が6月29日に成立しました。マスコミでもクローズアップされた「残業時間の上限規制」は、中小企業は1年間の猶予措置がありますが、「年休強制付与」については猶予措置がなく来年4月スタートとなります。

特に年次有給休暇の取得が進んでいない顧問先様については、今から対策を検討する必要があるかもしれません。通達など詳細なルールも明らかになりつつあり、最近では顧問先様から弊社へのお問い合わせも増えております。

さて、私事で恐縮ですが、弊社代表の村上が10月から11月にかけてオービックビジネスコンサルティング（OBC）さまの「奉行フォーラム2018」で札幌、新潟、東京、名古屋の4会場で次のテーマで基調講演をいたします。

【タイトル】

押さえておきたい「働き方改革関連法」5つのツボ <法令編>

企業に求められる備えを専門家がわかりやすく解説！

<https://www2.obc.co.jp/f2018/>



全国12会場へのお申込みはこちら

うまくいく取り組みとは？どのように備えるべきなのか？
関連法令の解説から取り組み手法までわかりやすくご紹介する

働き方改革のおすすめセミナー

基調講演 

押さえておきたい「働き方改革関連法」5つのツボ <法令編> 企業に求められる備えを専門家がわかりやすく解説！

労働基準法制定以来“70年ぶりの大改革”と称される「働き方改革関連法」では、8つもの労働法が改正されることから、あらゆる規模・業種業態の企業に影響が出るとされています。本セミナーでは、「残業時間の罰則付き上限規制」「有給休暇の取得義務化」「同一労働同一賃金の制度化」など、企業にとって特に影響度が大きい5つのポイントに焦点を当て、企業に必要な備えを人事労務のプロがわかりやすく解説いたします。



社会保険労務士法人
迫田・村上リーゼンバーグ
合同会社 労務トラスト
代表社員
特定社会保険労務士
村上 剛久氏